

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月二十九日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二県税事務所（吉野県税事務所を除く。）の項中「（吉野県税事務所を除く。）」を削り、同表吉野県税事務所の項を削り、同表土木事務所の項中「土木事務所」を「土木事務所（宇陀土木事務所を除く。）」に改め、同表土木事務所（宇陀土木事務所を除く。）の項の次に次のように加える。

宇陀土木事務所	所長 次長
---------	-------

附 則

この規則中別表第一の改正規定（県税事務所（吉野県税事務所を除く。）の項中「（吉野県税事務所を除く。）」を削り、吉野県税事務所の項を削る部分に限る。）は平成二十七年一月五日から、その他の規定は同月十九日から施行する。